

---

◇長谷川 幸子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、14番、長谷川幸子君の一般質問を許可いたします。長谷川幸子君、登壇願います。

（14番 長谷川幸子君 登壇）

○14番（長谷川幸子君） 通告に従い一般質問いたします。

学校で行われている健康診断について、一般質問いたします。

学校においては、児童生徒が学校生活を送るのに支障がないか疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するため、学校保健安全法第13条により義務づけられている健康診断を毎年4月から6月の間に実施しています。

学校での健康診断をめぐるっては、近年、全国的な問題として、教育委員会に児童生徒から、聴診器が胸に当たって不快な思いをした、なぜ肌を見せなければならないのかなどの意見が多数寄せられ、上半身裸で待機することや、異性の教員が立ち会うことへの疑問など、その実施方法に懸念の声が上がっています。

そのような状況の中で、文部科学省は今年の1月、健康診断について正確な、診察に支障のない範囲で、原則上半身裸ではなく体操服などで体を覆うなど、子供たちのプライバシーや心情に配慮した環境整備を行うよう通知を行いました。

具体的には、健康診断の服装などについては今まで特に定めがなく、地域や学校で運用が異なっていたため、正確な検査や診察に支障がない範囲で、上半身裸ではなく体操服やタオルで体を覆い、配慮するよう求めました。

また、検査や診察の際は囲いなどで個別スペースをつくり、ほかの子供から体が見えないようにし、原則、子供と同性の教職員が立ち会うことなどを例示しました。診察では、成長段階に多く見られる背骨の病気の確認で背中を直接見たり、心臓の異常の有無の確認のため、直接聴診器を当てたりすることなどがあると例示し、体操服や下着などをめくって診察する場合や、聴診器を当てる場合があることを、学校が事前に子供や保護者に説明するよう求めました。

また、文部科学省は自治体に対して、地域の医師会と健康診断の実施方法を協議し、周知するよう求め、日本医師会にも今回の通知内容の周知を依頼しました。

これらの内容に示されたとおり、プライバシーなどに配慮された安心できる環境で、正確な検査、診断を受けることができる健康診断の実施が、本町の子供たちにとってもとても重要なことと考えます。

そこで1点目、本町の健康診断の現在の状況についてお伺いします。併せて、今回の文部科学省の通知について、本町内の学校に周知したか伺います。

2点目、本町において、地域の医師会と健康診断の実施方法について協議されるのかを伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 栗林 守君 登壇）

○教育長（栗林 守君） ただいまのご質問にお答えします。

1点目の本町で行われている健康診断につきましては、各学校において、児童生徒等の健康診断マニュアルに沿って正確な検査、診察を実施しているところですが、令和3年3月26日に文部科学省から「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」、令和6年1月22日に「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について」が出されましたので、これらを各学校に周知し、児童生徒のプライバシーや心情に配慮するように求めています。

検査、診察における具体的な対応については、文部科学省からの資料を踏まえ、いずれの学校でも男女の別に配慮して、児童生徒の身体が周囲から見えないようについ立て等を用意するなど区切られたスペースを設置して、検査、診察を行っております。

また、養護教諭以外の教職員が検査に立ち会う場合には、同性となるように役割分担を調整しております。

検査、診察の服装については体操服や下着等を着たままで行い、内科検診では、原則体操服等の上から聴診器を当てて検査、診察をしております。また、正確な検査、診察のため、必要に応じて医師が体操服等の中に聴診器を入れたり、触診を行ったりすることについては、保健だよりなどを活用して児童生徒や保護者の理解を得るように配慮しております。

2点目の地域の医師会との健康診断の実施方法についての協議につきましては、医師会と教職員で組織する大曲仙北学校保健会や大曲仙北医療・教育行政懇談会、美郷町医療協議会など、医師会との協議の場が設けられております。令和5年4月には、医師である大曲仙北学校保健会会長より、学校健診時の衣服の着脱についてという通知が出され、学校健診の場では、学校医と学校側が十分な協議の上、児童生徒の不利益にならないように衣服の扱いについて方針を定めるよう求めています。それを受けて、各学校では学校医と十分協議しながら進めております。

また、健康診断を担当する町内小中学校の養護教諭の部会でも、この件について協議が行われており、児童生徒の多様性を考慮した対応の在り方について今後も継続して検討していくこととして

おり、これからも様々な機会を捉えながら、医師会、学校、教育委員会の意思疎通を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）それでは、次の質問に移ってください。

○14番（長谷川幸子君） 続きまして、AEDへの三角巾の配備について。

AED、自動体外式除細動器は、倒れている傷病者に電気ショックを与え、拍動を回復させる機器です。自動的に心電図を解析して電気ショックが必要かどうかを判断し、音声で必要な対応を指示してくれるので、一般の人でも簡単に確実に操作することができるようになっています。AEDを活用することで、これまで救急隊の到着を待つだけでは救えなかった命を救命しようという動きが広がっています。しかし、胸をはだけて電極パッドを肌に直接貼るため、傷病者が女性の場合、使用をためらう人も多いことが課題となっています。

この課題を解決するために、AEDと一緒に女性のプライバシーを保護する三角巾を配備する自治体が増えています。この三角巾は、救急処置における包帯処置として止血に必要な圧迫、創傷部を空気に触れないようにする被覆、打撲や骨折、骨折箇所を安静に保つための固定に使われています。三角巾を用いることで、ちゅうちょすることなく素早い救命活動につながります。

茨城県龍ケ崎市では、三角巾の配備とともに、迅速にAEDを手配できるよう市防災アプリに設置場所を示す機能を追加しました。アプリを起動し、地図上に表示されているAEDを選択すると、現在地からの経路を検索できるということです。命を守るこのような取組は、大変重要と考えます。

そこで1点目、町内に設置されているAEDの台数は何台あるのか、伺います。

2点目、AEDに三角巾の配備をするか、伺います。

3点目、AEDの設置場所を示すアプリの作成のお考えがあるか、伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

AEDは、議員ご説明のとおり、けいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態の心臓に対し電気ショックを与え、正常なリズムを戻すための医療機器で、平成16年7月より医療従事者でない方でも利用できるようになりました。その結果、AED設置台数が増加し、それに相まって心停止患者の救命者数が増加したとの論文もあるようです。

他方、令和元年に京都大学などの研究グループが行った調査では、全国の学校でのAED使用の男女差について、小中学校では有意な差は認められなかったものの、高校生では、男子生徒の使用率83.2%に対し、女子生徒では使用率55.6%と大きな差があり、肌を出すことに抵抗があったのではないかとの報告がなされています。

そこで、ご質問の町内に設置されているAEDの台数についてですが、町公共施設では35施設に42台設置しているところです。なお、民間事業所の設置については把握しておりません。

次に、2点目のAEDに三角巾を配備することについてですが、現在は配備しておりません。女性のプライバシーを配慮しつつ、救命率の向上を期す観点から必要なものと認識し、町公共施設に設置している全てのAEDに対し、本年度中に三角巾を配備してまいりたいと存じます。

最後に、AEDの設置場所を示すアプリの作成についてですが、美郷町は小さい自治体ですので、町民においては大体の町公共施設の所在場所は知っているものと存じます。そのためどの公共施設にAEDが配置されているのかが分かれば、緊急時には最寄りの施設に向かうものと思いますので、誘導するためのアプリは不要と考えております。

ただし、どの公共施設にAEDを配置しているのかについては、早急に提示する必要があるものと認識いたしますので、できるだけ早い時期に町ホームページのトップページに町公共施設のAED設置箇所一覧を掲載し、情報拡散するとともに緊急時の迅速な対応に資してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）長谷川幸子君の再質問を許可いたします。

○14番（長谷川幸子君） 町施設に設置している台数が分かるということでしたけれども、町の各事業所とかそういうところの把握は、本当にできないのでしょうか。町の施設にあるということが分かっている、倒れられた場所がもっと近いところにAEDがあれば、もっと早く処置ができるのではないかと思いますので、町の事業所とかのAEDの配置場所も分かれば、もっと救命につながるのではないかと思いますので、その把握はしていただけないのでしょうか。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

民間事業者について把握することは不可能ではございません。ただし、そうした情報を載せることが、事業者から賛同を得られるかどうかは不確かですし、事業所がどういう時間帯に事業所を開いているのかによっても不要な混乱を与える懸念もありますので、町公共施設のように開館閉館時

間がはっきりしているところではない民間事業者のAED設置箇所を、町の公共施設と一緒に掲示することの是非については、十分な検討が必要なものと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、14番、長谷川幸子君の一般質問を終わります。